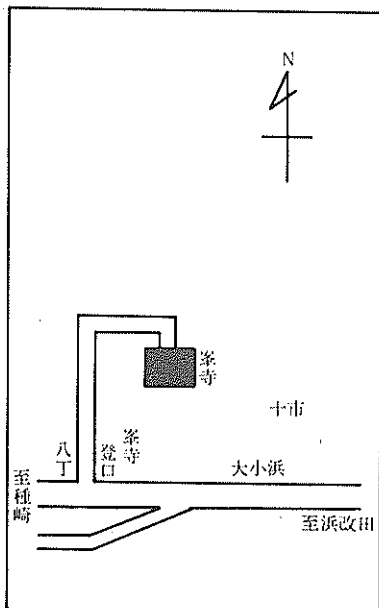
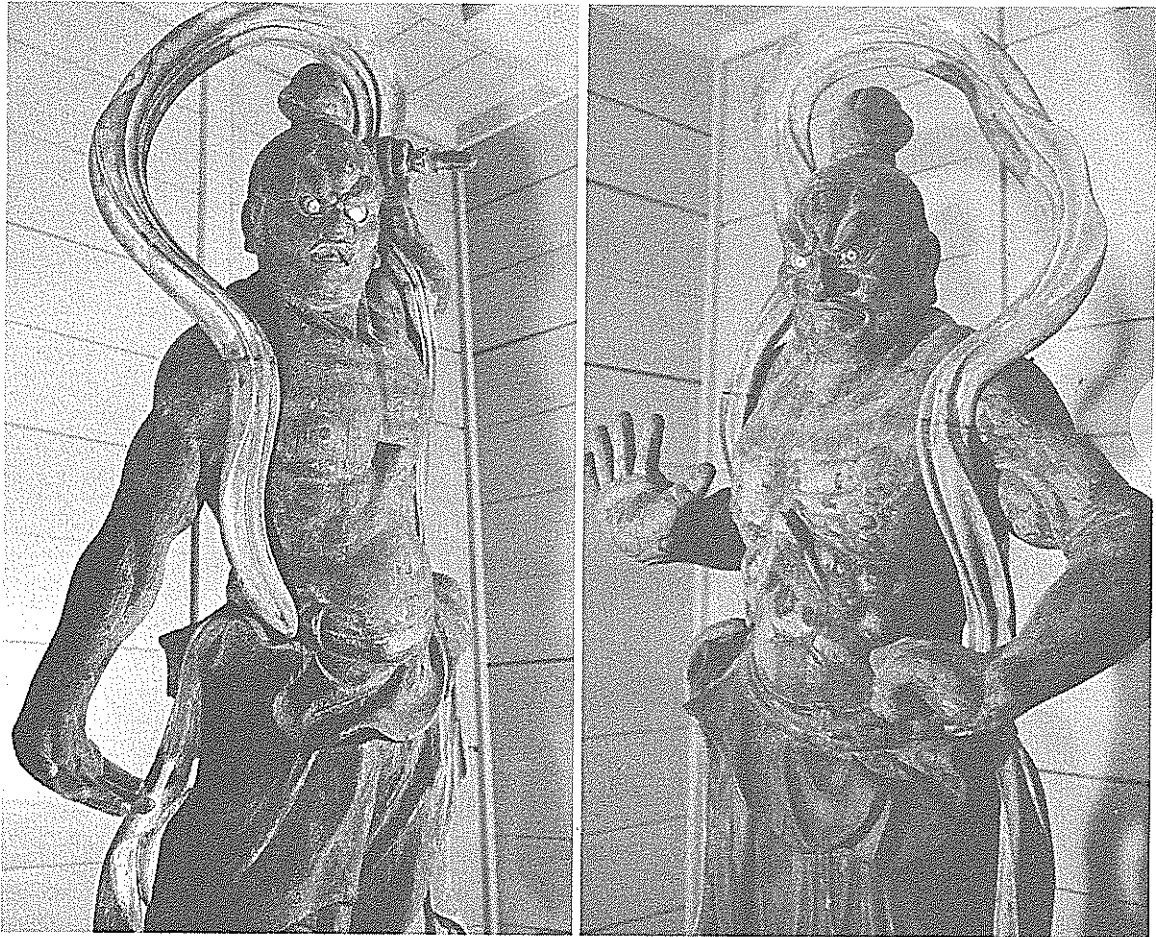


史跡・文化財めぐり⑩ (峯寺)



十市の峯山にあり、四国八十八カ所、第三十二番の札所で真言宗豊山派に属している。

大同年間（806年頃）、僧空海が開いたもので、本尊は空海自作の十一面観音像である。定明作の金剛力士像二体は、鎌倉時代を代表する傑作で重要文化財である。この寺は景勝の地にあり、ユースホテルとしても栄えている。『静かなる我がみなもとの禅師峯寺、浮かぶ心は法のはやぶね。』峯つづきの月見崎は眺めがよく、文人飛鳥井曾衣が月を賞したところである。

広報 **なんこく**

2/151976 No.212

編集・発行／南国市広報委員会

財政再建審議会を設置

1月臨時市議会

自主再建に全力

市有財産の売却がカギ

臨時市議会は一月十六日に開かれ、財政再建審議会設置条例、市教育委員の選任、一般会計補正予算の専決処分報告がなされ、それぞれ可決、同意および承認して閉会した。

市議会議員

十四人で構成

市は四十九年度で三億四千万円、五十年年度でも歳入欠陥など赤字の要因が約六億円、あわせて約九億円の赤字が見込まれるところから、財政再建審議会を設置しました。

同審議会は、市長の委嘱する委員十五人以内で組織するもので、「赤字の原因を解明し、基本的な財政再建計画について市長の諮問に応じて調査、建議すること」を目的に設けられたものです。

累積赤字

九億円に

財政再建の取り組みは、すでに四十八年度で実質一億五千万円決算（一千三百五十万円）四十九年度三億四千万円の赤字を出したところから経費削減の「ケチケチ運動」が定着、昨年六月には当時の門田助役を委員長に市の課長級十三人で、財政再建委員会を組織、勸

重症の

財政状態

再建審議会は、さっそく初会合を開き松本二郎会長、吉村雅男副会長を選出、自主再建でいくか法による再建準備団体の指定を受けるか▽再建の基本方針▽具体的な措置などが話し合われました。市は、三十四年に旧町村からの赤字の持ち寄りで地方財政再建促進特別措置法の適用を受け、財政再建準備団体に指定されたことがありますが、現在の赤字は三億四千万円ですが、標準財政規模の二〇〇万円を越えたと災害復旧債などを除く起債がストップされること、再建団体のなると中央からの統制が強められるなどから、なんとか自主再建でいきたいとしています。ところが、市の標準財政規模は約



二十億円余りで、この二〇〇は約四億一千万円といわれていますので、五十年年度で約七千万円の赤字が上積みされればオーバーすることになります。二月現在の見込みでは五十年年度、約六億円の赤字要因があるとみられていますので、このままいけば大きく上廻ることになります。

教育長に門田前助役

新委員に福岡弘幸氏

教育委員の選任は、委員五人のうち岡林孝夫（教育長）高石文一、藤本茂樹の三委員が十二月二十六日で任期満了したところから、藤本氏を再任、新たに門田真一、福



門田真一教育長の横顔

年南園市になってから市民・総務・企画各課長、教育次長を兼任。四十九年四月から五十年十二月まで市助役。現任所は高知市南越前町。福岡弘幸教育委員の横顔。大正九年生れ、六十歳。県青年学校教員養成所卒。昭和二十一年県青年学校長、三十八年市小学校教諭・県教委、三十八年市小学校長。高知市内小中学校校長を歴任。東崎藤本茂樹教育委員の横顔。大正九年生れ、五十五歳。高知工業高卒。昭和十四年三菱重工株式会社、兵役のあと十九年再び三菱重工、二十七年自営鉄工所、四十六年から教育委員。田村

空港対策特委を設置

医大・災害対策特別委員会も

十二月定例会市議会で高知空港対策調査、国立医大対策、災害対策の各特別委員会が設けられました。これは、当面する市政の大きな課題である高知空港の拡張問題、五十三年度、岡豊町小連に開校が予定されている国立高知医科大学に対する関連防災事業、地域開

発などに対する対策、災害復旧や国分川改修・下田川高潮対策などの防災事業など災害対策に関するものです。委員はそれぞれ次の通り決められました。○印は委員長、▽副委員長、●高知空港対策調査特別委員会

- 島内正雄、▽小沢正澄、高島邦明、竹内淳輔、島崎秋水、中村寅八、徳橋一郎、有沢実、浜田一雄、平田良広、浜田健夫、橋本二三
- 国立医大対策特別委員会
- 沢村武一、▽浜田健夫、西山道雄、西川誠男、今井成子、竹田広実、岩原栄喜、松本二郎、吉村雅男、野口幸重
- 災害対策特別委員会
- 松岡幸寿、▽橋本直治、岡崎俊一、岡林保、門田益治、土居菊雄、堀川和夫、浜田一雄、大谷殿浜田健夫、野口幸重、橋本二三



市民相談室を廃止

「聴く市政・話す市政」そして、それに応える市政の一環として昨年五月誕生した市民相談室は一月初めに廃止された。相談室は市民と各課とのパイプ役となり、市民の声を行政に反映しようとするスタートしたものだが深刻な財政危機などに伴う事務配分などで廃止したものの職員二人は企画財政課の企画調整、財政各係に配属、庁内案内は三月末まで同課の職員が半日交替でたつたことになった。

市・県民税、所得税 3月15日までに

忘れずに申告を

ことしも市・県民税、所得税などの申告の時期になりました。申告書に、昨年中の所得など必要なことを記入し、必ず三月十五日までに提出してください。

譲渡所得の自主申告

譲渡所得など所得税の申告は、納税者自身が自分の所得金額を正しく計算し、申告し納税するといふいわゆる「申告納税制度」です。

Table with columns: 月日, 時間, 場所. Rows include 三月四日(水) 十三時, 三月五日(金) 九時三十分, etc.

を期限内にしていたらどうかよくお願いいたします。

市・県民税

市・県民税の申告期限は、三月十五日です。昨年の一月一日から十二月三十一日までの所得をよく計算して正しい申告をしてください。

協力ください

高知県青少年団体の編さん

高知県文教協会では、高知県青少年団体史編さんのための資料を一般より広く集めています。

- 集める資料は... 若連中時代 神社のほり、ちようちん、そのほか若連中と記名があり、できれば日付の入っているものが資料価値が大きい。

- 三月九日(火) 三和地区公民館 (三和・稲生地区)
三月十日(水) 日章地区公民館 (日章・前浜・岩村地区)
三月十一日(木) 中央公民館 (長岡・園分・後免地区)
三月十二日(金) 中央公民館 (篠・野田地区)

所得税

税務署に確定申告書を出した人
▼五十二年一月一日現在給与(恩給、年金を含む)所得のみの人で給与支払者から市長に対し「給与支払報告書」を提出された人。

毎年申告されている人には、税務署から申告書や説明書などが送られてきますが、送られてこない方も申告の必要人は忘れずに申告してください。

所得控除一覽表

Table with columns: 控除の種類, 所得税, 県・市民税. Rows include ①基礎控除, ②配偶者控除, ③扶養控除, etc.

市民税・県民税は税制調査会の答申による額であり、確定したものではありません。

水田総合利用対策事業

昭和48年度から昭和50年度までの3年間実施してきました稲作転換対策事業が、50年度をもって終りとなりました。

ついでに昭和51年度から昭和53年度までの3年間、水田総合利用対策事業を実施することになりました。この事業は、いままでの稲作転換対策事業を基礎にして実施されるものですが、いままでの稲作転換対策事業とは多少異った内容です。実施される水田総合利用対策事業は次のような内容です。

なお、対象水田とは昭和44年度に水稲が作付られていた水田(実績のある水田)で、昭和51年度に下記の転作を実施した水田です。

くわしくは農林園芸課までおたずねください。
〔注〕現在、果樹を作付けしている水田は、植栽後5年を経過することによって定着したものとみなされるので、他の作物へ転換してもこの事業の対象外となり補助金は交付されません。

水田総合利用対策事業内容	奨励補助金額	備 考
一般奨励作物 ○飼料作物(飼料用穀物等を含む) ○ヤサイ類(施設ヤサイについては、施設設置後5年未満のものに限る) ○大豆(実取りのものに限る) ○ソバ(実取りのものに限る) ○リンゴ・日本なし・桃・柿(新規植栽のものに限る) ○経過措置対策作物(すでに転作に係る果樹及び茶であって植栽後5年未満のものとする) ○5年を経過した水田については、水田総合利用の対象外とする。 ○アスパラガスについて・植栽後3年未満のものについては従来の永年転作の対象とする。また、奨励補助金額についても同様とする。なお、アスパラガスを新規に植栽する場合はヤサイ類として扱う。	全国平均的 40,000円/10a	一般奨励作物 カリフラワー かぼちゃ とうがらし レタス ピーマン 大 根 ほうれん草 カブ パセリ ごぼう にんじん さといも きゅうり れんこん しろりょうり やまいも 食用ばれいしょ なす トマト 生 姜 青さやえんどう 未成熟そらめ 未成熟とうもろこし 枝 豆 青さやいんげん メロン ニ ラ スイカ オジントウ いちご ニンニク キャベツ セロリ 白 菜 平 豆 ネギ フ キ 玉ネギ ショウガ セルリー ショウガ アスパラガス 甘 藷 その他のつけな (新規転作に限る)
特認作物 食 糧 物 該当なし 農 産 物 非 食 糧 物 タバコ・イ草・花き・花木 農 産 物 (種苗、芝等を含む)	35,000円/10a 30,000円/10a	
集田転作 一般奨励作物 大豆 大豆以外の一般奨励作物 特認作物 食糧農産物 非食糧農産物	基本額+10,000円/10a 基本額+7,000円/10a 基本額+5,000円/10a 基本額+3,000円/10a	基準収獲量については、昭和50年度の収獲量を使用する。

上) あれば昭和五十一年一月以降に経営移譲(六十歳前の経営移譲)すれば年金の受給資格が得られますが、年金をもらえるのは六十歳になった月の翌月からです。
(3) 六十五歳になるまでに経営移譲しなければ年金はもらえません。
また、この年金をもらうためには、適切な経営移譲をしたのち、裁定請求書を農業者年金基金に提出し経営移譲年金についての裁定

を受けなければなりません。この手続は農協で受けつけます。
農業者の人でまだこの年金に加入していない人は早目に加入の手続きをしてください。
これら年金についてはおたずねは農業委員会まで。

保険料納付期間	一年間の年金支給額		
	60歳~64歳まで経営移譲年金	65歳以降経営移譲年金	農業老齢年金
5年	211,200円	21,120円	26,400円
6年	225,280	22,528	31,680
7年	239,360	23,936	36,960
8年	253,440	25,344	42,240
9年	267,520	26,752	47,520
10年	281,600	28,160	52,800
15年	352,000	35,200	79,200
20年	422,400	42,240	105,600
25年	528,000	52,800	132,000
30年	633,600	63,360	158,400

募集 室戸市にある高知県漁船員養成所が五十一年度の入所生を募集しています。
募集人員は三十人、二十歳未満で健康な人ならだれでも入所できます。入所は四月十日で、三月三十一日まで願書を受けつけます。くわしくは電話08872200472までおたずねください。
商工水産課

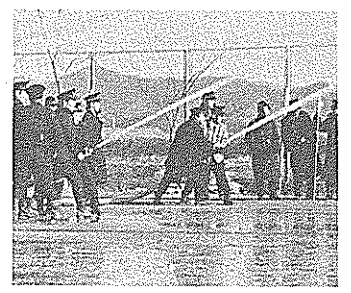
経営移譲年金の支給開始

農業者年金

農業者年金の加入者のみなさん、今年から経営移譲年金の支給が始まることをご存知ですか。
今年、経営移譲年金をもらうことのできる人は大正五十年生まれのみなさんです。これらの人が今年から年金をもらうためには、昭和四十六年一月分から昭和五十年十二月分までの五年間の保険料を納めていること、今年適格な経営移譲をすることが必要です。
経営移譲とは、基準日(経営移譲が終了する日のちようど一年前の日)において、自作地(所有地)と小作地(借入地)とを合わせて三十アール以上ある人が、これら

の土地を自分の息子やほかの農家などに譲渡するかほかの農家に貸すかして農業経営から引退することです。
農業者年金には
農業者年金には、経営移譲年金と農業者老齢年金の二種類があります。
経営移譲年金は、農業者年金の中心となっている年金で、農業経営主の若かりを園り、農業経営の規模拡大を促進するとともに農業者の老後の生活安定のための年金です。保険料納付済み期間などが二十年(大正五十年)大正九十年生

支給開始時期
大正五十年生まれの人が昭和五十一年一月以降に経営移譲すると、年金は経営移譲した月か六十歳になった月のいずれか遅い月の翌月から支給されます。例えば
(1) 大正五十年三月生まれの人が昭和五十一年三月に経営移譲すると、六十歳になるのも三月です。年金は四月分からもらえます。
(2) 大正六十年生まれの人は、保険料納付済み期間などが五年(以



春の全国火災予防運動

2月29日～3月13日

今年も春の全国火災予防運動が2月29日から3月13日まで行われます。
2月から3月にかけては、1年間で最も火災の多い時期で、また季節風などによって大火になりやすい時期でもあります。期間中は各分団の広報活動など“幸せをあしたにつなぐ火の始末”を合言葉に運動が展開されます。
寝たばこやたばこの投げ捨て、ねる前の火の元の点検など、火災はちょっとした心がけで未然に防ぐことができます。この時期は山田堰の川止めとも重なりますので、火災には十分注意してください。

年金 裁定請求はこのように

国民年金の老齢年金や通算老齢年金は、一定の受給資格期間を満たした人が原則として六十五歳に達したときに受けられることになっていきます。
しかし、受給資格期間を満たしたときに自動的に年金が受けられるのではなく、年金を受けられるためには、裁定請求を行うことが必要です。年金を受ける権利があると思われる人は、できるだけ早く裁定請求の手続をとってください。裁定請求をするときは、老齢年金、通算老齢年金それぞれに裁定請求書に、国民年金手帳の記号番号、氏名、住所や年金の支払を受ける金融機関の名称などの必要事項を記入して提出してください。なお、通算老齢年金を請求するときは通算対象期間を確認するための書類が必要です。
市民課年金係

川千 山田堰の水止め

三月一日から九日までは、恒例の山田堰の水止めです。
この季節は一年中でいちばん火災の多い月でもあります。火災予防や農業用水の確保には十分注意してください。なお、舟入、新川の改良区が行う作業に出役希望する人は三月二日午前八時までに南園シヨッピングセンター北側に集合のこと。
山田堰改良区

福祉 身体障害者の福祉展

才六回高知県身体障害者福祉展が、二月二十六日、二十七日、二十八日の三日間、高知大丸の別館催し場で開かれます。これは、身体障害者に対する更生援護思想の普及をはかり、県民の正しい認識と関心を深め、また、

入校 県立盲学校の入学

視覚障害を持つ人たちが、身体欠陥を克服して生活能力を身につけて民主的な社会人になる。高知県立盲学校が入学願書を受け付けています。
義務教育の小学部(六年)中学

野ねずみ駆除
フラットールによる野ねずみの駆除を3月1日から10日まで市内全域で行います。
のご注意ください。国区のみ2月24日から27日まで。

日	一般・衛生行事	日	一般・衛生行事
21(土)	不燃物の収集(宇田、東崎、東部、西部、中部、祈年)	1(月)	後免・野田・大篠乳児相談・9.00~4.00 市役所3階保健婦室 十市乳児相談・10.00~3.00 十市支所 不燃物の収集(十市)
22(日)	休日在宅医・吉本小児科(後免) 3-2780	2(火)	長岡西部乳児検診・1.30~2.00 中央福祉館(2カ月~1年) 不燃物の収集(里改田、片山)
23(月)	岩村・日章乳児相談・9.00~12.00 日章保健婦室 移動農業委員会・1.30~ 市農協野田支所 不燃物の収集(国府、岩村)	3(水)	不燃物の収集(浜改田)
24(火)	不燃物の収集(笠ノ川、八幡、小進、定林寺、滝本、蒲原) 後免・野田乳児検診・1.30~2.00 後免町公民館 (2カ月~1年)	4(木)	不燃物の収集(前浜、下島、久枝)
25(水)	不燃物の収集(中島町、沖、山島、吉田、常通寺島、江村、小笠)	5(金)	稲生乳児相談・10.00~3.00 稲生地区公民館 不燃物の収集(立田)
26(木)	不燃物の収集(植田、久礼田)	6(土)	不燃物の収集(田村)
27(金)	不燃物の収集(植野、領石)	7(日)	休日在宅医・南国病院(大埔) 4-3137
28(土)	不燃物の収集(瓶岩、上倉)	8(月)	不燃物の収集(物部)
29(日)	休日在宅医・市原内科(大埔) 3-3928	9(火)	不燃物の収集(稲生)
		10(水)	不燃物の収集(能間、野田口、城陸、朝日町)

台帳縦覧の延期
例年3月1日から31日まで固定資産税課税台帳の縦覧期間になっていましたが、国の方針が未定のため延期します。

1月の交通事故

	件数	死者	傷者
1月の事故	16件	1人	25人
昨年(2019)の1月	20件	1人	31人
ことしの累計	16件	1人	25人

交通事故は110番へ

火災と救急

	火災件数	被害額	救急件数
1月の件数	4件	1,240万円	86件
昨年(2019)の1月	13件	405万円	58件
ことしの累計	4件	1,240万円	86件

火災と救急は119番へ